

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)
規制の名称	成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための見直し
規制の区分	新設、改正(拡充(緩和))、廃止
担当部局	経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 等
評価実施時期	平成30年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>将来における成年後見制度の利用者数は、今後、認知症の高まりや単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まると考えられている。</p> <p>だが、現在における成年後見制度の利用者については増加傾向にあるものの(グラフ1参照)、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にある(グラフ2参照)。</p> <p>&lt;グラフ1: 成年後見制度の利用者数の推移(平成23年～平成27年)&gt;</p> <p>【出典: 内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局作成資料(平成28年9月23日)】</p> <p>&lt;グラフ2: 認知症の人の将来推計について&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。</p> <p>✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合: 19%。</p> <p>✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合: 20.6%。</p> <p><small>※ 久山町研究のモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することになった。本推計では2000年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。</small></p> <p>○ 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。</p> </div> <p>【出典: 内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局作成資料(平成28年9月23日)】</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>(課題及びその発生原因)</p> <p>上述のとおり、今後、成年後見制度の利用の必要性が高まると考えられるが、近年、同制度の利用者数は増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。</p> <p>これについて、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)にもとづく成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)では、成年被後見人等(※)の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在することが、同制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。</p> <p>(※)成年被後見人及び被後見人</p> <p>また、同計画では、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行うこととされている。</p> <p>(規制緩和以外の政策手段の内容)</p> <p>成年被後見人等の権利制限の措置の見直しについては、当該欠格事由を削除し、個別審査規定(心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定)を新設する以外の方法は想定できない。</p> <p>(規制緩和の内容)</p> <p>上記を踏まえ、政府として欠格条項を設けている各制度について、個別審査規定へと適正化するとともに、以下の通り、所要の手續規定を整備する(経産省所管法律は24本)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替的な個別審査規定が現行規定中に整備されている法律については、現行の欠格条項を削除する。</li> <li>・代替的な個別審査規定が現行規定中に整備されていない法律については、現行の欠格条項を削除するとともに、必要に応じ、代替的な個別審査規定を整備する。</li> </ul>
直接的な費用の把握	<p>③「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>(遵守費用)</p> <p>「遵守費用」について</p> <p>&lt;欠格条項を単純に削除するもの&gt;</p> <p>特段発生しない。</p> <p>&lt;欠格事項を削除し、新たに個別審査規定を設置するもの&gt;</p> <p>申請者が心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報(医師の診断書等)を提供するための費用が生じる。</p> <p>(行政費用)</p> <p>④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</p> <p>これまで法律の規定に基づき、各法人等へ国又は地方公共団体の検査等を行っており、今回の規制緩和による新たなモニタリングの費用は発生しない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要</p> <p>&lt;欠格条項を単純に削除するもの&gt;</p> <p>当該規制において、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人等の権利の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。</p> <p>&lt;成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの&gt;</p> <p>当該規制において、成年被後見人等の欠格条項を削除し、個別審査規定が設置されるため、今後は、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人等の権利の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握</p> <p>本規制緩和の性質上、効果を金銭価値化することは困難。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計</p> <p>本規制緩和の性質上、効果を金銭価値化することは困難。</p>
副次的な影響及び波及的影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的影響」を把握することが必要</p> <p>&lt;欠格条項を単純に削除するもの&gt;</p> <p>特段想定されない。</p> <p>&lt;欠格事項を削除し、個別審査規定を設置するもの&gt;</p> <p>既存の個別審査規定により、必要な能力の有無を判断するため、特段の影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証</p> <p>遵守費用及び行政費用が発生していない場合においては、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人等を法人役員等から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人等の権利の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策により得られる効果(人権問題の解消※)が非常に大きいと考えられる。</p> <p>(※)成年被後見人等に係る欠格条項をめぐる訴訟も提起されている状況。</p> <p>また、遵守費用及び行政費用が発生する場合には、本対策により得られる効果(人権問題の解消)が非常に大きいのに対し、必要な費用は社会的に受容されるべき程度のものであると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</p> <p>成年被後見人等の権利制限の措置の見直しについては、当該欠格事由を削除し、個別審査規定を新設する以外の方法は想定できない。以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定されない。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記</p> <p>成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた(平成29年12月1日)。</p> <p>成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて</p> <p>(議論の整理)</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。</p> <p>また、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。</p> <p>成年後見制度利用促進委員会(以下「促進委員会」という。)では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成29年9月11日、9月27日、12月1日の3回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記</p> <p>今回の改正法施行後5年(平成35年)を経過した場合において、改正法の規定の運用状況を確認し、必要があると認めるときは、その内容に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</p> <p>今回改正された法律における運用状況を確認する。</p>
備考	